

高崎市立図書館資料収集管理方針

平成30年4月1日制定

(目的)

第1条 この方針は、高崎市立図書館条例施行規則（平成2年高崎市教育委員会規則第8号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、図書館における資料の収集管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(資料収集の基本方針)

第2条 図書館法（昭和25年法律第118号）及び図書館の自由に関する宣言（日本図書館協会昭和54年）を基本精神とし、公共図書館の役割として市民の需要及び社会的な動向に十分配慮して次の資料を収集する。

- (1) 教養及び学習に資する資料
 - (2) 調査研究に資する資料
 - (3) 趣味及びレクリエーションに資する資料
 - (4) 市民の生活の課題解決に資する資料
- 2 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 3 著者の思想的、宗教的又は党派的な立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- 4 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- 5 個人、組織又は団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- 6 資料収集における役割は、次の通りとする。

(1) 中央館

中心的役割を担う図書館として、市民の需要及び利用状況等を考慮し、各分野の資料を幅広く収集するとともに、将来的な利用も考慮し、資料の保存に努める。

(2) 地域館

設置された地域の実情に応じて、住民の需要及び利用状況等を考慮し、必要な資料を収集する。

(3) 高崎駅市民サービスセンター図書コーナー

配本所の立地や利用者の需要及び利用状況等を考慮し、必要な資料を収集する。

(収集の範囲)

第3条 収集する資料の範囲は、全分野にわたり、基本的又は入門的なものを中心に専門的なものまで幅広く収集する。

- 2 収集する資料は、原則として国内で発行され、又は作成された資料とする。

(資料の種類)

第4条 資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書
- (3) 地域資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 逐次刊行物
- (6) その他の資料

(収集の基準)

第5条 資料の種類別の選定基準については、別に資料選定基準を定める。

(寄贈資料の選定)

第6条 寄贈資料については、資料選定基準に準じ選定する。

- 2 寄贈資料の取扱いについては、施行規則第18条の規定によるほか、寄贈資料取扱要綱を定める。

(資料の保存管理)

第7条 収集した資料を将来にわたり長く市民の利用に供するため、必要な資料の保存に努める。

- 2 資料の保存管理の基準については、別に資料保存管理基準を定める。

(資料の除籍)

第8条 書架の効率的な活用を図り、適正な蔵書構成を維持するため、経年劣化した資料や利用価値の低下した資料を除籍する。

- 2 資料の除籍の基準については、別に除籍基準を定める。

(収集管理の責任)

第9条 資料の収集管理は担当職員が行い、館長が責任を持つ。

- 2 高崎駅市民サービスセンター図書コーナーにおける収集は中央館で行い、管理については施行規則第11条第3項によるものとする。
- 3 総括的な責任は、中央館の館長が負う。

附則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。